

## 平成 29 年度一般自動車道「伊豆スカイライン」料金徴収業務委託特記仕様書

(適用)

第 1 条 この仕様書は、静岡県道路公社（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）へ発注する平成 29 年度一般自動車道「伊豆スカイライン」料金徴収業務委託に適用する。

(委託道路)

第 2 条 この契約で料金徴収業務を委託する道路は、一般自動車道「伊豆スカイライン」（田方郡函南町桑原字国見嶽から伊豆市冷川まで）とし、路線図は別紙 1 のとおりとする。

(委託期間及び委託料の支払い)

第 3 条 この契約の期間は、契約締結日から平成 33 年 3 月 31 日までとし、このうち料金徴収期間は、平成 30 年度は平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで、平成 31 年度は平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで、平成 32 年度は平成 32 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までとする。

2 乙は、契約締結日から平成 30 年 3 月 31 日までに従業員の確保及び委託業務に係る事前研修等を行うものとし、委託業務に係る事前研修については、契約期間内における各料金徴収期間が開始する直前の 2 月 1 日から 3 月 25 日までの間に行うものとする。

3 乙は、契約締結後 1 か月以内に、前項の事前研修に関する研修期間、研修内容等を記載した研修体制計画書を甲に提出しなければならない。

なお、第 1 項に定める平成 31 年度及び平成 32 年度に係る研修体制計画書は、各料金徴収期間が開始する直前の 1 月 31 日までに提出しなければならないものとする。

4 乙は、第 2 項の事前研修に際して、甲が別途配布する「料金徴収業務マニュアル」を本契約に関する全ての従業員に予め配布し、その内容を把握させなければならない。事前研修以降に雇用した従業員に対しても同様に研修を行うものとする。

5 乙は、研修の実施後、第 1 項に定める各料金徴収期間の開始日の 5 日前までに、研修期間、研修参加者氏名、研修内容を記載した研修報告書を甲に提出しなければならない。

6 甲は乙に委託料を平成 29 年度は支払わない。全額平成 30 年度以降に支払う。

(所轄管理センター又は駐在)

第 4 条 静岡県道路公社料金徴収業務委託契約約款（以下「約款」という。）でいう管理センター又は駐在は、静岡県道路公社東部管理センターとする。

(料金所)

第 5 条 約款第 2 条第 1 項第 1 号の甲が定める料金所は、熱海峠料金所、玄岳料金所、韮山峠料金所、亀石峠料金所、冷川料金所、天城高原料金所とし、その位置は別紙 2 から別紙 7 までのとおりとする。

(指定金融機関及び納入方法)

第 6 条 約款第 7 条第 3 項の甲が指定する金融機関口座への納入方法は表-1 のとおりとする。

表－1 金融機関口座納入方法

金融機関名等	金融機関名 スルガ銀行伊東支店
納入方法	甲指定機関が集金
金融機関集金回数	週3回(月・水・金曜日)の金融機関営業日
金融機関の集金場所	一般自動車道「伊豆スカイライン」亀石峠料金所事務所
備考	亀石峠料金所へ徴収金を運搬すること <b>【熱海・冷川・天城】</b> 当日分徴収金を翌朝9:30までに運搬(繁忙日等収入金が多い場合は当日の夕方の一部運搬) <b>【玄岳・葦山】</b> 当日分徴収金を徴収時間終了後に運搬

(責任者の配置)

第7条 約款第11条第1項の責任者は、一般自動車道「伊豆スカイライン」亀石峠料金所へ配置し、一般自動車道「伊豆スカイライン」の業務について、その責務を負う。

(事務補助者の配置)

第8条 約款第12条第1項の事務補助者は熱海峠料金所、亀石峠料金所及び天城高原料金所へ配置し、熱海峠に配置する事務補助者は熱海峠・玄岳・葦山峠の各料金所に関する業務、天城高原に配置する事務補助者は天城高原・冷川の各料金所に関する業務について、それぞれ責務を行う。

また、亀石峠に配置する事務補助者は、責任者の事務を補助するとともに、責任者不在時はその業務を代行する。

2 熱海峠料金所及び天城高原料金所に配置する事務補助者は、徴収金を亀石峠料金所事務所まで運搬し、責任者へ引き継ぐこと。また、毎日の各料金所のつり銭準備金必要額を把握し、運搬を行うこと。

3 熱海峠料金所に配置した事務補助者又は事務補助者の休日に配置された事務補助者に代わる徴収員は、料金徴収により交通に渋滞をきたすことのないよう、必要時に、徴収の補助として次の事項を自ら行う、若しくは徴収員に行うよう指示しなければならない。

(1) 渋滞待ち車両に対する、事前の通行券販売。

(2) 二輪自動車を熱海峠駐車場へ誘導のうえ、二輪自動車を対象とした事前の通行券販売。

(3) 複数レーン開放時に単一のレーンに車両が集中する場合等、渋滞待ち車両に対する適切なレーンへの誘導

4 熱海峠料金所に配置した事務補助者又は事務補助者の休日に配置された事務補助者に代わる徴収員は、甲が熱海峠料金所横に設置する観光案内所の開錠等の業務を、次のとおり自ら行う、若しくは徴収員に行うよう指示しなければならない。

(1) 開錠 毎日午前9時

入口の扉を開錠し、窓のシャッターを開け、照明を点灯し、計測機の電源を入れる。

(2) 施錠 毎日午後4時

窓のシャッターを閉め、計測機の電源を切り、照明を消灯し、入口の扉を施錠する。

(3) 見回り 午後0時から午後2時の間に毎日1回

案内所内部を巡回する。

(4) 異常時等の通報

観光案内所内外の異常又はパンフレットの不足を確認した場合には、管理センターに電話連絡を行う。

(5) 利用者数の集計

毎日施錠時に、案内所内に設置する計測機の数値を記録し、甲からの求めに応じ報告する。

(料金徴収時間)

第9条 約款第14条第1項第2号の料金徴収時間は表-2のとおりとする。

表-2 道路別料金徴収時間

道路別	曜日別	料金所別	徴収を行う車両	時間
一般自動車道 「伊豆スカイライン」	全日	熱海峠料金所 亀石峠料金所 冷川料金所 天城高原料金所	上下線	6:00~22:00
		玄岳料金所 韮山峠料金所		8:00~17:00

(徴収する料金等)

第10条 約款第14条第1項第2号の料金及び回数券の料金並びに車種区分は別表1のとおりとする。

(回数券の処理)

第11条 約款第14条第1項第2号の回数券の回収については、進入料金所で回数券を回収し、回数券引換証(様式第1号)へ必要事項を記入のうえ回数券と引き換えに当該利用者へ手渡し、退出料金所にて回数券引換証を回収する。

(回数券の販売)

第12条 約款第14条第1項第3号の回数券の販売は、亀石峠料金所事務所で行うものとする。ただし、他の料金所で購入の予約を受けた場合は当該料金所で販売を行わなければならない。

(領収日付印)

第13条 乙は、約款第14条第1項第6号の甲が支給する領収日付印の印影が明瞭でなくなった場合は、速やかに甲に連絡すること。

(営業帳表類)

第14条 約款第16条の営業帳表類に、約款様式第15号の営業日報の代わりに集計日報(様式第2号)を作成するものとし、また、ブース日報(様式第3号)及び集計月報(様式第4号)を加える。

2 約款様式第18-2号の回数券簿(A)及び約款様式第18-4号の回数券簿(B)は使用しない。回数券を販売した場合は、約款様式第19号の通行券・ロール紙受払簿へ記入する。

(異常気象時等の措置)

第15条 約款第17条の乙が行う異常気象時等の措置は表-3のとおりとする。

表-3 異常気象時等の措置

項 目		措 置
異常気象時	雨量規制等に伴う通行止の措置（台風含む）	管理センターから指示があった場合は熱海峠・亀石峠・冷川・天城高原の各料金所に設置されている道路情報板に表示する
	災害が発生した時	管理センターの指示により熱海峠・玄岳・葦山峠・亀石峠・冷川・天城高原の各料金所の進入レーンへバリケード及び通行止規制標識（301）（約款別紙9）を設置する 管理センターから指示があった場合は熱海峠・亀石峠・冷川・天城高原の各料金所に設置されている道路情報板に表示する
地震発生時	熱海市・田方郡函南町・伊豆の国市・伊東市・伊豆市で震度5弱以上の地震を観測し気象庁が発表した時	管理センターの指示により熱海峠・玄岳・葦山峠・亀石峠・冷川・天城高原の各料金所の進入レーンへバリケード及び通行止規制標識（301）を設置する 管理センターから指示があった場合は熱海峠・亀石峠・冷川・天城高原の各料金所に設置されている道路情報板に表示する
	東海地震注意情報発表時 東海地震警戒宣言発令時	管理センターの指示により甲が配備した看板を設置する

2 乙は、大雨、洪水警報（以下「警報」という。）が発令された場合、熱海峠・亀石峠・冷川の各料金所については、一般自動車道「伊豆スカイライン」の雨量計測を次のとおり行わなければならない。

- (1) 料金所設置の雨量計で、降り始めからの1時間毎の雨量を発令から解除となるまで管理センターへ報告する。
- (2) 営業時間終了後、警報が継続して発令されている場合には、翌朝の営業開始後速やかに営業時間外の1時間ごとの雨量を報告する。

3 乙は、前各項のほか異常気象時に次のとおり対応する。

- (1) 利用者から災害、積雪、路面凍結等の発生情報を得た場合、後続2～3台からも情報を確認し、速やかに管理センターに報告する。
- (2) 管理センターから求められた場合、料金所の積雪量、気温等を報告する。
- (3) 積雪時等に管理センターから求められた場合、料金所の進入レーンにバリケード及び通行止規制標識（301）を設置する。
- (4) チェーン必要時の場合、非装着車両に対し、装着について注意・喚起する。
- (5) 利用者からの通行規制情報問い合わせに対応する。
- (6) 異常気象等により料金徴収を行うことが不可能な場合、乙は管理センターへ報告し、その指示に従う。
- (7) 雨量規制等による通行止め措置がされた場合には、乙は徴収員を料金所に配置せずに、料金所事務所で待機させる。

なお、甲が、区間を定めて通行止めを行う場合には、当該区間を除いた料金徴収を実施する区間に係る料金所の職員は引き続き料金所に配置するものとする。

（清掃等）

第16条 約款第18条の乙が行う清掃等の範囲は、別紙2から別紙8までに示したとおりとする。

(落下物等)

第17条 約款第19条は適用しないものとし、乙は、道路路面上に通行の支障となる落下物等の情報を得た場合は、次のとおり処理するものとする。

- (1) 情報提供者・通報者から、落下物等発生場所及び状況について収集する。
- (2) 利用者から情報を得た場合には、後続2～3台からも前号の情報を確認する。
- (3) 管理センターへ落下物等の概要を直ちに報告する。ただし、管理センターの勤務時間外の場合は、甲が別途定める非常連絡系統図により報告するものとする。
- (4) 管理センターから指示があった場合、料金所の進入レーンにバリケード及び通行止規制標識(301)を設置する。
- (5) 管理センターから指示があった場合、道路情報板を表示させる。

2 一般自動車道「伊豆スカイライン」を走行中に、道路路面上に通行の支障となる落下物等を発見した場合は、乙はこれの除去を行わなければならない。ただし、落下物除去に際し危険を伴う場合は、応急措置を行い、至急管理センターに連絡するものとする。

(貸付施設等)

第18条 約款第26条第1項の甲から乙への貸与施設等は別表2のとおりとし、同表の管理分担により維持管理を行う。ただし、事務所及び料金所については、乙は別表3掲載の項目によりその修理を行わなければならない。

2 乙は、火の元責任者を決め、業務終了後事務所等から退出する際は、あらかじめ甲の同意を得た戸締り当番日誌を作成し、電気、火の元及び戸締り等を確認し、防犯、火災防止等に努めなければならない。ただし、火の元責任者が休日の場合は、乙は代替者を配置する。なお、貸与施設内においては、禁煙とする。また、乙はあらかじめ非常時連絡系統図を作成し、非常時には速やかに連絡をすること。

(費用負担)

第19条 約款第27条の甲が負担する費用は別表2に明記されたもののほか次のとおりとする。

- (1) 火災保険料
- (2) 電気使用料
- (3) 水道使用料(玄岳料金所及び葦山峠料金所は飲用水設備なし)
- (4) 雨量計の保守及び消耗品費用
- (5) 防犯・非常通報警備システム機器による警備委託費用(電話回線による通信料を除く)
- (6) 熱海峠及びスカイポート亀石公衆トイレの保守費用(トイレトーパー、洗剤及び清掃用具等の消耗品費用を除く)
- (7) 浄化槽の管理及び清掃費用(熱海峠料金所及び公衆トイレ分)
- (8) ゴミ処分費用(乙の持込物により生じたゴミを除く)

(時間別通行台数内訳表)

第20条 乙は、一般自動車道「伊豆スカイライン」各料金所の方向別及び時間別の通行台数を記録し、

時間別通行台数内訳表(様式第5号)を作成して毎日、前日分を管理センターに提出するものとする。

また、各料金所で回収した出口券は、各料金所別・日別に整理し亀石峠料金所事務所で保管するものとする。

(雨量計)

第21条 乙は、一般自動車道「伊豆スカイライン」の熱海峠料金所・亀石峠料金所・冷川料金所に設置されている雨量計の用紙及び部品交換等を行い、故障した場合は直ちに管理センターへ報告する。

(公衆トイレの清掃)

第22条 乙は、一般自動車道「伊豆スカイライン」熱海峠料金所脇、冷川料金所事務所及び天城高原料金所事務所に設置されている公衆トイレの清掃、トイレトペーパーの補充等を毎日行い、故障した場合は直ちに管理センターへ報告する。

2 乙は、一般自動車道「伊豆スカイライン」亀石駐車場にあるスカイポート亀石公衆トイレ(別紙8に示す範囲)の清掃及びドッグラン施設のウンチボックス回収作業を毎日1回(ただし、次項各号に掲げる日は3回)、トイレトペーパーの補充等を毎日1回行い、故障した場合は直ちに管理センターへ報告する。

3 前項ただし書きのスカイポート亀石公衆トイレの清掃等を日に3回行う日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(4) 毎年4月29日から5月6日までの期間

(5) 毎年7月21日から8月31日までの期間

(6) 毎年12月29日から翌年1月3日までの期間

4 乙は、第1項、第2項に掲げる清掃業務を行ったときは、トイレ清掃確認表(様式第6号)に記録のうえ各トイレに掲示するものとする。

また、記載欄をすべて使用した清掃確認表は、箇所別・月別に取りまとめ亀石峠料金所事務所で保管するものとする。

(道路巡回)

第23条 乙は、甲が別に定める「道路巡回要領」に基づき、約款第24条の2第1項各号に掲げる日に道路巡回を行うものとする。

(異常発見時の公社への通報)

第24条 乙は、料金所間の連絡、徴収員の送迎及び道路巡回等で道路内を移動する際に、道路の異常を発見した場合には、甲へ報告すること。

(観光案内)

第25条 乙は、積極的に伊豆の観光情報の把握に努め、利用者に対し真摯に観光案内を行うものとする。

ブース No. \_\_\_\_\_

区	熱	玄	葦	山	亀	冷	天
間	海	山	山	伏	石	川	城
車	峠	岳	峠	峠	峠	川	高
種	二	小		M	大		原
台							
数							

この券は退出料金所で係員にお渡し下さい。

静岡県道路公社

集 計 日 報

道路名：伊豆スカイライン

平成 年 月 日（ ） 天候：

料金所/ブース	区分	現金収入								後払い収入		収入合計	回数券 回数 枚数	台数 合計	
		普通券		回数券		払い戻し等		差引計	過不足金 手数料	現金計					
		車数	金額	冊数	金額	件数	金額				車数				金額
熱海峠	1														
	1/2														
	2														
	2/2														
	小計														
玄岳	3														
葎山峠	4														
亀石峠	5														
	6														
	小計														
冷川	7														
天城高原	9														
	9/2														
	9/3														
	小計														
小計															
過不足金・手数料															
合計															
特記事項													責任者		



# ブース日報

作成者

㊞

回数	時刻	金 種 別 数 量										金 額	引継者	受領者
		10,000	5,000	2,000	1,000	500	100	50	10					
1														
2														
3														
計														
区間 番号	区 間	現金収入				回 収 回数券		車数計	収入合計					
		車数	金額	車数	金額									
合 計														
過 不 足 金						勤務時間		勤務者名						
払 戻 金 額						16 時間								
差 引 納 金 額						12 時間								
廃 券	区 間	車種	番号	枚数	8 時間									
	理由				責任者	検 算	ブース検算	作 成						

平成 年 月 日 ( ) 曜日 天候 ( )

ブース	
-----	--





## 時間別通行台数内訳表

平成 年 月 日 ○曜日 天候

道路名 伊豆スカイライン

料金所名

時 間	進入				退出				合計	備考
	通行券等 ①	無料車 ②	その他 ③	計	通行券等 ④	無料車 ②	その他 ③	計		
6:00 ~ 7:00				0				0	0	
7:00 ~ 8:00				0				0	0	
8:00 ~ 9:00				0				0	0	
9:00 ~ 10:00				0				0	0	
10:00 ~ 11:00				0				0	0	
11:00 ~ 12:00				0				0	0	
12:00 ~ 13:00				0				0	0	
13:00 ~ 14:00				0				0	0	
14:00 ~ 15:00				0				0	0	
15:00 ~ 16:00				0				0	0	
16:00 ~ 17:00				0				0	0	
17:00 ~ 18:00				0				0	0	
18:00 ~ 19:00				0				0	0	
19:00 ~ 20:00				0				0	0	
20:00 ~ 21:00				0				0	0	
21:00 ~ 22:00				0				0	0	
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

## 備考

- 1 この書類は受託者が保管する。
- 2 毎日の通行台数を、翌営業日に所轄管理センターへFAXすること。
- 3 ①へは、通行券発行枚数、回数券回収台数及び船車券回収台数を記入する。  
②へは、緊急自動車、公務通行証により料金を徴収しない車両台数を記入する。  
③へは、Uターン車両、逃亡車両等の台数を記入する。  
④へは、出口券回収台数、回数券・船車券引換証回収台数を記入する。



別表 1

料金及び回数券の料金並びに車種区分

一般自動車道「伊豆スカイライン」

1 車種の区分

内訳		車種の説明
車種		
二輪自動車		125cc 超の二輪車（側車付きを含む。）
軽自動車		乗用・貨物 660cc 以下
小型自動車		乗用・貨物 2000cc 以下
普通自動車		乗用車 乗車定員 10 人以下 貨物車 車両総重量 8t 未満のもの。又は最大積載量 5t 未満のもの
バス型 自動車	マイクロ	乗車定員 11 人以上 29 人以下で、かつ車両総重量 8t 未満のもの
	路線バス	路線を指定し定期に運行するもの
	その他	乗車定員 30 人以上又は車両総重量 8t 以上のもの
大型貨物車		(1) 普通貨物自動車で車両総重量 8,000kg 以上のもの、又は最大積載量が 5,000kg 以上のもの。 (2) 普通貨物自動車が他の車両を連結して通行するもの。 (3) 大型特殊自動車

2 料金の適用方法

- (1) 3 に掲げる使用料金は、通行（片道）1 回ごとの料金とする。また、回数券の料金は、1 冊の料金とする。
- (2) 乗用自動車及び貨物自動車以外の自動車（特種用途自動車、小型特殊自動車、臨時運行の許可を受けた自動車等）については、車名、型式等を勘案して自動車の区分を定め、1 に掲げる料金を適用する。
- (3) 2 車軸のトラクタのみで通行する場合、普通車料金とする。（3 車軸のトラクタは大型 [8 t 以上] の料金になる。）
- (4) 大型車を除く連結車両については、1 台分の料金を徴収する。ただし、レッカー車、クレーン車等で事故車や故障車を牽引、又は牽引車が非牽引車をロープ、鎖等で牽引して通行する場合は、2 台分の料金を徴収する。（被牽引車にナンバープレートがあるものに限る）

### 3 使用料金

		二輪自動車						
		熱海峠	玄岳	韮山峠	山伏峠	亀石峠	冷川	天城高原
軽・小型・普通乗用車	熱海峠		110 60	150 80	210 110	260 130	470 240	570 290
	玄岳	150 80		110 60	150 80	210 110	370 190	520 260
	韮山峠	210 110	110 60		110 60	150 80	320 160	470 240
	山伏峠	320 160	170 90	110 60		110 60	270 140	420 210
	亀石峠	420 210	270 140	210 110	110 60		210 110	370 190
	冷川	780 390	630 320	580 290	470 240	370 190		160 80
	天城高原	980 490	840 420	780 390	680 340	580 290	220 110	

		マイクロバス						
		熱海峠	玄岳	韮山峠	山伏峠	亀石峠	冷川	天城高原
大型バス・大型貨物	熱海峠		420 —	520 —	780 —	1,040 —	1,930 —	2,450 —
	玄岳	630 —		260 —	420 —	680 —	1,570 —	2,090 —
	韮山峠	840 —	420 —		260 —	520 —	1,410 —	1,930 —
	山伏峠	1,250 —	630 —	420 —		270 —	1,160 —	1,680 —
	亀石峠	1,670 —	1,050 —	840 —	420 —		890 —	1,410 —
	冷川	3,140 —	2,520 —	2,300 —	1,890 —	1,470 —		520 —
	天城高原	3,970 —	3,350 —	3,140 —	2,720 —	2,300 —	840 —	

注) 上段：徴収料金、下段：障害者割引料金

#### 4 全線往復割引通行券

- (1) 発売料金所 熱海峠料金所、天城高原料金所
- (2) 有効期日 利用開始の日から1年間
- (3) 対象 全線往復利用者に対し復路分を50%割引(路線バス、障害者割引適用者を除く)
- (4) 割引料金の車種及び金額

車両区分	往復割引料金	通常往復料金
二輪自動車	860	1,140
軽・小型・普通自動車	1,470	1,960
マイクロバス	3,680	4,900
大型貨物・バス	5,960	7,940

#### (5) 外部で販売された券の処理

外部で委託販売された全線往復割引通行券を利用客が持参した場合、進入料金所においては、販売所の押印を確認の上、出口券に日付印を押印して通行させ、ブース日報及び通行券簿に通行台数を計上する。退出料金所においては、出口券を回収し、入口料金所にその枚数を連絡する。

## 5 回数券料金

区間	車種	回数券金額		
		11回券 (10回分料金)	35回券 (30回分料金)	75回券 (60回分料金)
熱海峠～天城高原	自動二輪	5,700	17,100	34,200
	小型車	9,800	29,400	58,800
	マイクロ	24,500	73,500	147,000
	路線バス	27,800	83,400	166,800
	大型車	39,700	119,100	238,200
玄岳～天城高原	自動二輪	5,200	15,600	31,200
	小型車	8,400	25,200	50,400
	マイクロ	20,900	62,700	125,400
	路線バス	23,600	70,800	141,600
	大型車	33,500	100,500	201,000
韮山峠～天城高原	自動二輪	4,700	14,100	28,200
	小型車	7,800	23,400	46,800
	マイクロ	19,300	57,900	115,800
	路線バス	21,000	63,000	126,000
	大型車	31,400	94,200	188,400
熱海峠～冷川	自動二輪	4,700	14,100	28,200
	小型車	7,800	23,400	46,800
	マイクロ	19,300	57,900	115,800
	路線バス	21,000	63,000	126,000
	大型車	31,400	94,200	188,400
山伏峠～天城高原	自動二輪	4,200	12,600	25,200
	小型車	6,800	20,400	40,800
	マイクロ	16,800	50,400	100,800
	路線バス	19,400	58,200	116,400
	大型車	27,200	81,600	163,200
玄岳～冷川	自動二輪	3,700	11,100	22,200
	小型車	6,300	18,900	37,800
	マイクロ	15,700	47,100	94,200
	路線バス	17,800	53,400	106,800
	大型車	25,200	75,600	151,200
亀石峠～天城高原	自動二輪	3,700	11,100	22,200
	小型車	5,800	17,400	34,800
	マイクロ	14,100	42,300	84,600
	路線バス	17,300	51,900	103,800
	大型車	23,000	69,000	138,000
韮山峠～冷川	自動二輪	3,200	9,600	19,200
	小型車	5,800	17,400	34,800
	マイクロ	14,100	42,300	84,600
	路線バス	15,700	47,100	94,200
	大型車	23,000	69,000	138,000
山伏峠～冷川	自動二輪	2,700	8,100	16,200
	小型車	4,700	14,100	28,200
	マイクロ	11,600	34,800	69,600
	路線バス	13,100	39,300	78,600
	大型車	18,900	56,700	113,400
熱海峠～亀石峠	自動二輪	2,600	7,800	15,600
	小型車	4,200	12,600	25,200
	マイクロ	10,400	31,200	62,400
	路線バス	10,500	31,500	63,000
	大型車	16,700	50,100	100,200



区間	車種	回数券金額		
		11回券 (10回分料金)	35回券 (30回分料金)	75回券 (60回分料金)
亀石峠～冷川	自動二輪	2,100	6,300	12,600
	小型車	3,700	11,100	22,200
	マイクロ	8,900	26,700	53,400
	路線バス	10,500	31,500	63,000
	大型車	14,700	44,100	88,200
熱海峠～山伏峠	自動二輪	2,100	6,300	12,600
	小型車	3,200	9,600	19,200
	マイクロ	7,800	23,400	46,800
	路線バス	9,500	28,500	57,000
	大型車	12,500	37,500	75,000
玄岳～亀石峠	自動二輪	2,100	6,300	12,600
	小型車	2,700	8,100	16,200
	マイクロ	6,800	20,400	40,800
	路線バス	7,800	23,400	46,800
	大型車	10,500	31,500	63,000
冷川～天城高原	自動二輪	1,600	4,800	9,600
	小型車	2,200	6,600	13,200
	マイクロ	5,200	15,600	31,200
	路線バス	6,800	20,400	40,800
	大型車	8,400	25,200	50,400
熱海峠～萑山峠	自動二輪	1,500	4,500	9,000
	小型車	2,100	6,300	12,600
	マイクロ	5,200	15,600	31,200
	路線バス	6,800	20,400	40,800
	大型車	8,400	25,200	50,400
萑山峠～亀石峠	自動二輪	1,500	4,500	9,000
	小型車	2,100	6,300	12,600
	マイクロ	5,200	15,600	31,200
	路線バス	5,800	17,400	34,800
	大型車	8,400	25,200	50,400
玄岳～山伏峠	自動二輪	1,500	4,500	9,000
	小型車	1,700	5,100	10,200
	マイクロ	4,200	12,600	25,200
	路線バス	5,800	17,400	34,800
	大型車	6,300	18,900	37,800
熱海峠～玄岳	自動二輪	1,100	3,300	6,600
	小型車	1,500	4,500	9,000
	マイクロ	4,200	12,600	25,200
	路線バス	4,200	12,600	25,200
	大型車	6,300	18,900	37,800
山伏峠～亀石峠	自動二輪	1,100	3,300	6,600
	小型車	1,100	3,300	6,600
	マイクロ	2,700	8,100	16,200
	路線バス	3,200	9,600	19,200
	大型車	4,200	12,600	25,200
玄岳～萑山峠	自動二輪	1,100	3,300	6,600
	小型車	1,100	3,300	6,600
	マイクロ	2,600	7,800	15,600
	路線バス	3,200	9,600	19,200
	大型車	4,200	12,600	25,200
萑山峠～山伏峠	自動二輪	1,100	3,300	6,600
	小型車	1,100	3,300	6,600
	マイクロ	2,600	7,800	15,600
	路線バス	3,200	9,600	19,200
	大型車	4,200	12,600	25,200

## 6 従業員通勤用自動車使用料金特別回数券

次の伊豆スカイライン沿線施設従業員が通勤のために当該道路を使用する場合など、当社が許可を行った者に対して、この回数券を発売する。

この回数券を使用して伊豆スカイラインを通行する者は、許可を受けた車両の登録番号を各回数券面に記載しなければならない。

施設名	割引対象区間	回数券	金額	
中伊豆リハビリテーションセンター	冷川⇄リハビリテーションセンター	75回券	二輪	4,950
		〃	小型	4,950
		〃	バス型	12,150
		〃	大型	18,900
中伊豆高原開発株式会社	亀石峠⇄スカイラインゴルフ場	75回券	小型	6,750
	スカイラインゴルフ場⇄冷川	75回券	小型	9,900
		〃	バス型	23,400
		〃	大型	37,800
宗教法人世界真光文明教団	冷川⇄世界真光文明教団	75回券	二輪	4,950
		〃	小型	4,950
		〃	バス型	12,150
		〃	大型	18,900
天城東急リゾート	冷川⇄天城高原	75回券	小型	9,900
		〃	バス型	23,400
		〃	大型	37,800
伊豆市天城高原区	天城高原⇄冷川	75回券	小型	9,900
		〃	バス型	23,400
		〃	大型	37,800
中伊豆東海バス	冷川⇄沢口地区	〃	路線バス	53,400

## 7 沿線施設利用車両の取り扱い

利用者が次に記載する伊豆スカイライン沿線施設を利用した場合、使用券又は回数券・船車券引換証に当該施設の証明印が押印してある場合に限り、所定の区間の復路料金を免除する。

証明印が押印されていない場合は正規料金を徴収し、このことが原因でトラブルが生じた場合は、各施設が責任を持って処理する。

従業員通勤用自動車使用料金特別回数券が発行されている施設については、利用者にはすでに割引措置をしているため、この減免措置を適用しない。

施設名	減免対象車両	減免料金	連絡先
中伊豆リハビリテーションセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>入院入所者車両</li> <li>見舞客車両</li> <li>医療訓練材料及び日常生活用品関係運搬車両</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>冷川方面から天城高原料金所までの使用券</li> <li>冷川⇄リハビリテーション間を対象</li> <li>有効期限 2 日間</li> </ul>	0558-83-2111
世界真光文明教団	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間行事（大祭、月始祭）参加車両及びその他信者の参拝車両</li> <li>教団への物品等納入車両</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>冷川方面から天城高原料金所までの使用券</li> <li>冷川⇄真光文明教団間を対象</li> <li>有効期限 3 日間</li> </ul>	0558-75-2700
伊豆スカイライン小松別荘地	<ul style="list-style-type: none"> <li>別荘利用車両</li> <li>別荘地への物品等納入車両（別荘管理事務所業務車両を含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>亀石峠方面から冷川料金所までの使用券</li> <li>亀石峠⇄別荘地間を対象</li> <li>有効期限 3 日間</li> </ul>	0558-83-0349
伊豆スカイラインカントリー倶楽部	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設利用者車両</li> <li>施設への物品等納入車両</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>亀石峠方面から冷川料金所までの使用券</li> <li>亀石峠⇄ゴルフ場間が対象</li> </ul>	0558-83-2222
東山ドライブイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設利用者車両</li> <li>施設への物品等納入車両</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>冷川方面から亀石峠料金所までの使用券</li> <li>冷川⇄東山ドライブイン間を対象</li> </ul>	0558-83-0300
峠の茶屋	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設利用者車両</li> <li>施設への物品等納入車両</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>冷川方面から亀石峠料金所までの使用券</li> <li>冷川⇄峠の茶屋間を対象</li> </ul>	0558-83-0229
中伊豆グリーン倶楽部	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設利用者車両</li> <li>施設への物品等納入車両</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>天城高原料金所から冷川料金所までの使用券</li> <li>天城高原⇄ゴルフ場間を対象</li> </ul>	0558-83-3200

## 8 クーポン券利用車両の取り扱い

利用者が、公社が提携する旅行会社のクーポン券を提示した場合、券面に記載されている対象道路名、有効期間、車種等を確認の上、記載された割引料金を適用して通行させること。

回収したクーポン券は、押印の上、整理集計して保管し、毎月、前月分を指定部分完了報告書とともに管理センターに提出すること。

公社が提携している内容は以下のとおり。

旅行会社名	対象区間	対象車種	料金		備考
株式会社 J T B	全線 (熱海峠～天城高原)	軽自動車 小型車 普通車	通常料金	980 円	1 枚で片道 1 回通行
			割引料金	740 円	

クーポン券のデザイン（サンプル）は、変更の都度、公社から提供するものとする。

別表 3

## 事務所及び料金所のうち受託者が修理する項目

項目	内 容
建物施設	<p>(事務所)</p> <p>1 故意過失又は紛失による場合、次の補修修理又は購入</p> <p>① 畳表替、障子及び襖の張り替え</p> <p>② 建物内部、襖及びガラス戸等の不良、破損修繕</p> <p>③ 屋内に面する壁、天井、床の塗装</p> <p>④ 網戸の修繕</p> <p>⑤ サッシクレセント引手の修繕及び取替え</p> <p>⑥ 玄関ドア 鍵の修繕及び取替、ドアのチェック・調整、蝶番のビス緩み等による開閉不良、その他付属品の取替（屋外物置ドアも同様）</p> <p>⑦ 屋内の木製建具の鍵、蝶番、ストッパー、戸車、レールの修繕及び取替</p> <p>⑧ 台所棚、押入棚の取替又は修繕</p> <p>⑨ カーテン、ブラインド</p>
付属施設	<p>(事務所)</p> <p>1 故意過失又は紛失による場合、次の補修修理又は購入</p> <p>① 給排水施設 水栓の水漏れ及び取替、水栓のパッキンの取替、フラッシュ弁の水漏れ、洗面器排水トラップの水漏れ、ロータンクの水漏れ（ロータンクの洗浄管接続部）、ロータンク便器の間の洗浄管の水漏れ、ロータンク内部ボールタップ調整、陶器類のひび割れ等による修繕又は取替、流し排水トラップの詰り、流し排水トラップと配水管接続部からの水漏れ、排水管（横走管縦管）の詰り清掃、屋外の排水溝・排水管の詰り清掃、流し台・洗面器破損取替、風呂釜・給湯器の修繕及び取替</p> <p>② 電気施設 スイッチ・コンセント・天井引掛シーリングの不良、照明器具の不良・その他破損、換気扇修繕及び取替</p> <p>③ ガス施設 ガス栓の不良箇所点検・取替、ガス栓用ゴムホースの不良・破損による取替</p> <p>2 電気施設 電球・蛍光灯管の取替（グローランプを含む）</p> <p>(料金所)</p> <p>電球・蛍光灯管の取替（信号灯及び情報板の電球、上屋及び情報板の蛍光灯を除く）</p> <p>(その他)</p> <p>使用上当然負担しなければならない補修修理、故意過失又は紛失によるもの</p>

注) 信号灯及び情報板の電球及び上屋及び情報板の蛍光灯のうち、交換可能なものについては、甲が支給する電球等により乙が交換する。